

平成28年熊本地震により被災されたお客さまに対する  
電気料金等の特別措置の一部変更について

このたびの平成28年熊本地震により被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

平成28年熊本地震により、熊本県の全域に災害救助法が適用される等、当社事業区域のお客さまには相当の影響が生じております。

このため、当社は、同地震に関連して平成28年4月14日以降、災害救助法が適用された地域において被災されたお客さまに対して、平成28年4月20日にお知らせしている通り、特別措置を講じることとしています。しかし依然、多くの方々が避難生活を強いられている状況を考慮し、特別措置の内容を一部変更することと致します。

特別措置の内容は、次のとおりです。

《対 象》

災害救助法が適用された熊本県において被災されたお客さまで、弊社にお申し出のあった場合に適用致します。

《特別措置の内容》

[変更措置]

1. 電気料金の支払期限日の延長

電気料金の支払期限日を、平成28年4月、5月および6月料金計算分について、それぞれ1か月間延長としていたところ、平成28年4月分は3か月間、5月分は2か月間、6月分は1か月間、それぞれ延長します。

[以下の内容については、変更なし]

2. 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

3. 工事費負担金(※1)の免除

平成28年10月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

4. 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、平成28年10月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

5. 諸工料(※2)の免除

平成28年10月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

(注) ※1・2 工事費負担金および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

《お客さまのお問合せ先》

受付時間	月～金曜日（祝日を除く）	9：00～19：00
	土曜日（祝日を除く）	9：00～17：00
西部ガス㈱	お客さまサービスセンター	電話：0570-000-312（ナビダイヤル）
※ナビダイヤルをご利用になれない場合		電話：092-633-2440

以 上